

日本陸軍の白兵主義再考 その3 (全3回)

戦史研究センター戦史研究室所員 樋口 俊作

NIDS コメンタリー

第 233 号 2022 年 7 月 26 日

(本稿は、「日本陸軍の白兵主義再考 その2」NIDS コメンタリー第 232 号 (2022 年 7 月 19 日) の続編である。)

戦闘の「最終の決」と敵の殲滅

白兵主義を批判的に研究しても、特に問題点が出てこなければ、それを維持しても不都合はない。では、白兵主義に問題点はなかったのだろうか。白兵主義が火力軽視につながる可能性を秘めていたことは既に述べた。ここでは、戦闘の最終の決という語と敵の殲滅の関係について考えてみよう。

白兵主義は、戦闘の最終の決、すなわち戦闘の目的を、単一かつ固定的に敵の殲滅としていた。最終の決について、その他の状態は考慮されていない。確かに敵の殲滅を目的とする戦闘はあり得る。しかし、その他の目的を持つ戦闘もある。本来、戦闘の目的は、その戦闘が置かれた状況によって決まるべきものであろう。

戦闘の目的について、白兵主義成立以前に日本陸軍が参考にしていたドイツでは、どのように考えられていたのだろうか。

カール・フォン・クラウゼヴィッツ (Carl Philipp Gottlieb von Clausewitz) は、著書『戦争論』の中で戦闘の一般の目的は敵の殲滅であると繰り返し述べている。しかし、文脈を追ってみると、彼が戦闘の一般の目的を述べる多くの場合、戦闘を単純な理念形として捉えるような、なんらかの前提を置いている。さらに、戦闘の一般の目的を述べる一方で、戦闘に特殊の目的があることにも言及している¹。つまり、無条件に戦闘の目的を敵の殲滅としたり、あらゆる現実の戦闘の目的を 1 つに限定したりはしていない。

メッケルの著書にも、戦闘の一般の目的は敵の殲滅であるとする箇所がある²。しかし、それに続けて、戦闘の特殊の目的が触れられている³。そして、特殊の目的と一般の目的が一致しない戦闘では特殊の目

¹ クラウゼヴィッツ『戦争論 (上)』篠田英雄訳 (岩波書店、1968 年)、76-88 頁。クラウゼヴィッツ『戦争論 (中)』篠田英雄訳 (岩波書店、1968 年) 8-33 頁。本文中で「戦闘の一般の目的」とした部分について、篠田訳では「戦闘一般の目的」という語が使用されている。また、本文中で「特殊の目的」とした部分は、「特殊的目的」という語が使用されている。なお、日本陸軍も『大戦学理』という名称で『戦争論』を翻訳していた。

² メッケル『独逸基本戦術 応用ノ部 後編』陸軍戸山学校訳 (偕行社、1899 年) 162-163 頁。本文中で「戦闘の一般の目的」とした部分について、戸山学校訳では「一般目的ノ戦闘」や「一般ノ戦闘目的」という語が使用されている。

³ 同上、163-165 頁。本文中で「特殊の目的」とした部分について、戸山学校訳では「特別ノ目的」や「特別目的」という語が使用されている。

的の方を優先するように述べられている⁴。なお、特殊の目的と一般の目的が一致し、敵の殲滅が目的となった戦闘のことを決戦と言うと、メッケルは述べている⁵。

本来、白兵主義のように、単一の戦闘目的を設定すること自体が不可能なのではないか。あるいは、単一の戦闘目的を設定するとしても、それ以外の戦闘の目的についても考慮しておくことが必要なのではないだろうか。

ちなみに、操典にせよ、白兵主義にせよ、軍人に示すべき最も重要な事項のみが記述されているのであって、必ずしも考え方の全体像が示されているわけではない。よって、これらに記述されていない部分は各自で補うことが期待されていたという解釈もできる。しかし、日本陸軍の教育・学習体制下では、操典類に記載されていない事項に関心が払われない危険性があることは既に指摘したとおりである。

実際、大正 12 (1923) 年「歩兵操典草案」の戦闘の目的に関する記述では、敵の圧倒殲滅のみが明示されている。そして、昭和 3 (1928) 年以降の操典類では、高級指揮官から末端の兵士まで、また、あらゆる兵科・兵種において、戦闘の目的が敵の圧倒殲滅になっている⁶。

操典類全体にこのような変化が現れる昭和初期は、白兵主義が採用されてから約 20 年後に当たる。白兵主義を学んで育った世代が戦闘の目的を限定的に捉えるようになり、この認識が操典類に反映されたと言っても過言ではないだろう。無論、この変化の原因を白兵主義のみに帰することはできないとしても、白兵主義の影響を無視することも同様にできないだろう。

白兵主義の問題点とその指摘

固定化された単一の戦闘目的を設定したり、そのような最終の決を想定したりするには、戦闘を戦争全体から切り離れた上で、一つの独立した事象として考えることが必要になると筆者は考える。例えば、戦闘を時間、空間、目的において孤立した状況で行われる、彼我 1 対 1 の戦いとして捉えるというようにである。戦争目的を達成するための戦闘、あるいは個々の戦闘同士のつながりを考え始めると、全ての戦闘に共通するような固定化・単一化された戦闘目的を設定することは困難になるだろう。

このように考えると、白兵主義は暗示的に、戦闘を戦争全体から切り離して捉えているように感じられる。さらに、この捉え方は、実際の戦争において個々の戦闘で達成すべき事項を無視し、敵を殲滅することを自己目的化してしまいかねないものでもある。すなわち、白兵主義に内包された問題点は、軍人が戦争と戦闘の関連、または、戦闘同士の関連について無関心になり、敵の殲滅を自己目的化してしまう可能性を秘めているという点である。

あるいは、次のような見方もできるだろう。先述のとおり、目的が敵の殲滅になっている戦闘は、決戦と言う。したがって、クラウゼヴィッツやメッケルの言う戦闘の特殊の目的との関係を考慮しないまま、無条件に戦闘の目的を敵の殲滅に置くと、戦闘と決戦が同義になってしまう。すると、決戦以外の戦闘を考えることや、戦闘の種類を区別することが困難になってしまうという弊害が生起するのである。

⁴ 同上、163-164 頁。ちなみに、メッケルが挙げる特殊の目的（特別目的）のために行う戦闘とは、「後衛、前衛、前哨、偵察戦及ヒ軍事的働作ヲ（架橋、築堡、車両及ヒ捕虜ノ輸送、徴発）援護スル為メノ戦闘或ハ敵ヲ擾乱シ又ハ之ヲ欺騙スル為メノ戦闘等」である。

⁵ 同上、164 頁。

⁶ 大正 12 年「歩兵操典草案」には「戦闘一般ノ目的ハ敵ヲ圧倒殲滅スルニ在リ」という記述が登場している。この記述は若干修正され、昭和 3 年以降の全兵科操典と「戦闘綱要」の冒頭に記載されるようになった。また、昭和 3 年「統帥綱領」には、「会戦ノ目的ハ敵ヲ圧倒殲滅」とある。

このような問題点を指摘するためには、戦闘とはなにか、戦闘の目的とはなにかといった考察が必要になる。戦闘の目的を考えるためには、戦闘と戦争との関連を考えることも必要になり、ひいては戦争とはなにか、戦争の目的はどうすれば達成できるのかといった考察も必要になるだろう。いわば、戦争に関する根本的な考察が必要となるのである。

日本陸軍では、戦争や戦闘という現象、そして、それらに関する諸要素に関する研究が、白兵主義を採用した明治 42 年から進展しなかったのではないか。これが、白兵主義が長期間にわたって維持された主要な原因であると筆者は考える。

結論

なぜ日本陸軍は白兵主義を維持し続けたのだろうか。筆者の結論は次のとおりである。

端的に言えば、日本陸軍は白兵主義を修正する必要性を認識できなかったから維持し続けたのである。その直接の原因は、戦争や実戦の教訓収集にある。第一次世界大戦やノモンハン事件は、各時点の日本陸軍が近代戦の到来を認識した事例であった。しかし、その教訓は白兵主義の枠組みの中で消化されてしまい、近代戦においても白兵主義が通用するように考えられてしまった。教訓をこのように消化した背景には次の 2 つの要素が絡んでいる。

第 1 は、戦術・戦史に関する教育・学習に起因するものである。日本陸軍の戦術・戦史に関する教育・学習は、操典類の理解と実践が主軸に置かれていた。その一方で、操典類への批判を含む戦史研究は行われなくなった。その結果、操典類の原則はあらゆる時代のあらゆる場面で不変（普遍）的に通用する「不変の原則」として認識されるようになっていった。白兵主義も「不変の原則」になったものの 1 つである。こうして、白兵主義は日本陸軍にとって所与の前提となり、その枠組み内で物事が解釈されるようになったのだと考えられる。

第 2 は、戦争に関する根本的な研究が欠如していたことである。その結果、白兵主義が示す戦闘の目的とその達成手段までが固定されたまま維持された。これらが固定されているのであれば、後はその手段をいかに充実させるかが研究の焦点になる。第一次世界大戦の教訓を経て変化した装備や戦闘方法も、ノモンハン事件で言及された教訓も、白兵主義の枠組みの中でその実効性を向上させるものでしかなかった。たとえ戦術という低い次元⁷の内容を規定した白兵主義であっても、その見直しには戦争に関する根本的な研究が必要であった。

今日的教訓 1 教範の教育・学習

日本陸軍の用兵思想は硬直的であったと評価されることがある⁸。白兵主義を観察すると、思想の硬直性には 2 種類あることに気付かされる。1 つは、思想の内容が硬直的ということである。もう 1 つは、ある思想を無批判に信じ続けるというように、思想に対する態度が硬直的ということである。本稿の事例で言えば、次のとおりである。前者は、戦闘の最終の決は敵の殲滅しかなく、それは白兵戦でしか与えられないという白兵主義の内容である。後者は、白兵戦の機能を無批判に 30 年以上信奉し続けたという日本陸軍の態度である。

⁷ ここで言う次元が低いとは、幼稚という意味ではない。戦略と戦術という二者（または、作戦も含めた三者）の関係で低位という意味である。

⁸ 一例として、戸部良一、寺本義成、鎌田伸一、杉之尾孝生、村井友秀、野中郁次郎『失敗の本質—日本軍の組織論的研究—』（ダイヤモンド社、1984 年）209 頁。

ここから述べるのは、後者の硬直性に関する教訓である。旧軍の操典類に代わり、自衛隊では教範に戦い方が記載されている。自衛隊は組織で戦う以上、隊員は教範を理解し、実践できなければならない。同時に、隊員レベルでも教範に対する批判を行わなければ、その戦い方が固定化されていってしまう。特に自衛隊の場合は、初期のものを除いて教範が部外に公開されていないため、教範への批判は隊員のみが可能な行為となっている。

教範への批判は、組織の一機関のみが行えばよいというものではない。本稿では、個人の学習行為が操典類の「不変の原則」化、ひいては思想の硬直化を助長した可能性を指摘した。個人レベルでの批判が、用兵思想の硬直化防止に必要なだと筆者は考える。

教範への批判を行うためには、教範以外の知識が必須となる。教範の理解と実践を修学の目標とし、教範に精通したことをもって軍事に精通したと自負するようなことがあるならば、日本陸軍に見られたような用兵思想の硬直化が自衛隊にも生じかねない。

日本陸軍は、軍人に操典類の自由かつ創意ある実践を求めていた。しかし、この要求は用兵思想の硬直化の防止にはつながらなかった。むしろ、理解と実践のみを求める教育・学習は、たとえ自由や創意が強調されていても、用兵思想の硬直化につながっていく可能性があることを、日本陸軍は教えてくれている。

今日的教訓2 知的努力の方向性

発足時から現在まで、陸上自衛隊は教範「野外令」に9項目から成る「戦いの九原則」を採用している⁹。一般公開されている昭和43(1968)年「野外令第1部の解説」によれば、「原則」という語は、「作戦・戦闘を有利に導くため、必要にして普遍性のあるやり方をいい、古来幾多の戦史・戦例から帰納された基本的なもので、応用活用の余地の大きいものである¹⁰」と説明されている。この説明を読むと、「野外令」の原則とは戦争や戦闘の勝敗に関する法則性や因果関係を示す理論であると同時に、従うべき教義（戦い方の指針）とされているように見受けられる。

ところで、世界には「戦いの九原則」のような不変（普遍）的な理論と教義の性格を持つ原則の存在に対して、疑義を唱える思想の系譜もある¹¹。この違いは、戦争や戦闘に対する見方の違いに起因している。ここで、このような原則の有無に関するそれぞれの主張について考えてみよう。現実には明確な二分法による区分ができるわけではないものの、それぞれの思想の傾向を把握することはできるだろう。

そのような原則があるという見方を取る立場の主張は次のとおりである。一見すると多様な戦争や戦闘であっても、その勝敗は比較的少数の法則や因果関係に支配されている。そのような法則性や因果関係を表したものが原則であって、多少の逸脱は認められるにせよ、軍人は基本的にこの原則に従って行

⁹ 陸上幕僚監部「野外令第1部草案」『野外令合本』（学陽書房、1966年）国立国会図書館デジタルコレクション、書誌ID:000001893968、182-184頁。収録されている「野外令第1部草案」は昭和32（1957）年版。当時の原則は、目的の原則、主動の原則、簡明の原則、統一の原則、集中の原則、経済の原則、機動の原則、奇襲の原則、警戒の原則から成る。現在は「戦いの原則」と呼ばれ、各項目も若干変化している。諸外国にも“principles of war（戦いの原則）”があるので、これと区別するため、陸上自衛隊が採用しているものは「戦いの九原則」と本文中で記述している。

¹⁰ 陸上自衛隊幹部学校「野外令第1部の解説」（1968年）国立国会図書館デジタルコレクション、書誌ID:000001893413、5頁。解説の対象は昭和43（1968）年版「野外令」である。

¹¹ 片岡徹也『軍事の事典』（東京堂出版、2009年）155-157頁。ヤン・オングストローム、J.J.ワイデン『軍事理論の教科書 戦争のダイナミクスを学ぶ』北川敬三監訳（勁草書房、2021年）124-125頁。

動すれば戦いを有利に進めることができる、というものである。この立場を取るならば、組織の知的努力は原則の具体的な内容を探求することと、発見した原則を適切に使用することに向けられることになる。

他方、理論としての原則は存在しないという見方を取る立場の主張は次のとおりである。戦争や戦闘には、個別では取るに足らないような小さな事象や偶発的事項が無数に存在している。そして、そのように小さな無数の事象が結果に及ぼす影響は極めて大きい。よって、各戦争や戦闘は、それぞれ独特で唯一のものである。したがって、あらゆる戦いの勝敗に共通するような法則性や因果関係を発見することも、あらゆる戦いに勝利できるような普遍的な指針を確立することも不可能である、というものである。このような軍であっても、組織として戦う以上は、教義や規則としての原則は必要になる。この場合の原則は、勝敗の因果関係や法則性から導いたものではなく、組織の制度、文化、戦争観や戦略環境等を反映したことになるだろう。

このように考えると、日本陸軍に欠けていたものが見えてくる。日本陸軍は不変（普遍）的に通用する理論と教義としての原則の存在を信じていた以上、その知的努力は原則を探求することと適用することの 2 つに向けられる必要があった。しかし、日本陸軍の教育・学習は、原則の適用のみに基本形があった。さらに、知識創造のための戦史研究が行われなくなった、換言すれば、原則を探求する努力が行われなくなった可能性がある。つまり、不変（普遍）的な原則の存在を信じる立場に必要な努力のうち、半分が欠落していった可能性がある。そのような組織がどうなるかを、日本陸軍は提示しているのである。

したがって、「戦いの九原則」を採用する陸上自衛隊に最低限必要な知的努力は、新たな、より正しい原則を探求することと、それを適切に使用することの 2 つであると筆者は考える。

今日的教訓 3 原則をどう見るか

仮に、既に発見されている原則が唯一最良の原則であるならば、新たなものを探求する必要はないかもしれない。では、ある原則が唯一最良のものであることは証明できるのだろうか。扱う戦史・戦例を限定すれば、それらに共通する勝敗の因果関係や法則性を説明する最良のものは明らかにできるかもしれない。しかし、実際には戦史・戦例は無数にある上、事例は現在進行形で増え続けていることを考えれば、この証明は不可能だろう。

ならば、発見された原則の正しさは、どこまで証明できるのだろうか。ここで、その手段と限界について考えてみよう。

まず、戦史・戦例による例証は心許ないと筆者は考える。ある原則を是として見れば、その正しさを例証しているように見える戦史・戦例はいくらでも見つかる。火力と兵器の発達が著しかった第一次世界大戦でさえ、日本陸軍にとっては白兵主義の正しさを証明したように見えたのは、本稿で示したとおりである。同様に、反証しているように見える例も同じくらい見つかるだろう。

筆者は実効性のある証明手段として、次の 2 つを挙げたい。そして、その両方が必要である。

第 1 は、その原則を案出するまでの過程の提示による証明である。本稿ではこれまで、案出方法として戦史研究のみを挙げているものの、他の方法でもよいだろう。案出過程が合理的であり、批判に耐えられるものであれば、案出された原則も一応は信頼に足るものだと考えられる。ただし、この方法で証明できるのはその原則の妥当性の有無だけであり、最も正しいことは証明できない。

第 2 は、他の原則との比較による、正しさの度合いの証明である。新たな原則を探し続け、それと比較することで、より正しそうな原則を採用するのである。この過程で、既存の原則も新たな批判を受けるこ

とになるだろう。新たな原則を探し続けることで、仮にその原則が組織に採用されるに至らなかったとしても、既存の原則が最も正しいことの証明に寄与することになるのである。この行為は、終わりのないものである。

このように見ると、ある原則が最良の原則であるか否かは、一度の検証では判断し得ない事項であるように思われる。そして、ある原則が他より適切な原則であることを証明するためには、継続的な批判が必要になると思われる。よって、不変（普遍）的に通用する理論と教義として提示されるあらゆる原則は、正しさの証明が完了しない仮説でしかないと捉えるのが妥当な解釈ということになるだろう。ある原則が仮説に過ぎないということを忘れたときに、組織に思想の硬直化の傾向が現れることになる。

おわりに —「戦いの九原則」—

昭和 43 年時点で「戦いの九原則」は、「古来幾多の戦史・戦例から帰納された戦勝獲得の基本的な原則であり、原因と結果の因果関係を追求した必然性と普遍性を持つ経験的理法則¹²」であると説明されている。帰納法は、収集したサンプル次第で、得られる答えが異なる可能性がある。しかし、「野外令第 1 部の解説」には具体的にどのような戦史・戦例を調査したのかについて、一切の説明がない。陸上自衛隊における「戦いの九原則」は、論拠を全く持たないまま始まったと言えるだろう。

ただし、当時の陸上自衛隊において、「戦いの九原則」に論拠が無いのは仕方のないことである。なぜなら、陸上自衛隊が意図してこの原則を採用したわけではないからである。前身である警察予備隊、保安隊は米軍式で訓練されており、戦後初の教範である「作戦原則」は米軍教範を翻訳したものであった。そして、その中に既に「戦いの九原則」が記載されていたのである。

しかし、「戦いの九原則」にいつまでも論拠が欠如したままでよいわけではない。「戦いの九原則」の内容を変えるか否かは、原則を探求し続ける知的努力の反映なのである。そして、「戦いの九原則」の項目の増減や変更を行うためには、それらが個別の 9 項目なのか、体系化された 9 項目なのかを明らかにする必要がある。そのためにも、その案出過程を明らかにする作業は必須である¹³（もっとも、陸上自衛隊が「戦いの九原則」とは全く別の原則を採用するならば、この作業は不要になるかもしれない）。なお、公開資料の範囲では、陸上自衛隊において現在までにこの作業が組織的に行われたかは明らかでない¹⁴。

加えて、不変（普遍）的な理論と教義としての原則の存在を認めるか否かの違いは、戦争や戦闘をどのように見るかという立場の違いに由来することは既に述べた。つまり、日本陸軍の白兵主義の問題点を指摘する場合と同様に、陸上自衛隊が「原則」という語や「戦いの九原則」に対してどのような説明を与えるかは、戦争や戦闘に関する根本的な研究を必要とする判断事項なのである。

以下は、現役幹部自衛官である筆者の自省の問いである。

これまで「戦いの九原則」の存在や内容に対して、戦争や戦闘に関する根本的な研究を踏まえた批判を行ってきただろうか。日本陸軍にとっての白兵主義のように、「戦いの九原則」の存在や内容を所与の前提として認識していなかっただろうか。新たな原則を探す努力を行っているだろうか。修学に当たり、教

¹² 陸上自衛隊幹部学校「野外令第 1 部の解説」15 頁。

¹³ 海外に目を転じれば、John I. Alger, *The Quest for Victory: the history of the principles of war*, (Westport, Connecticut: Greenwood Press, 1982) や、John Frederick Charles Fuller, *The Foundations of the Science of War*, (London: Hutchinson & Co, 1926) 等があるので、手がかりはある。

¹⁴ 個人による研究であれば、案出過程に触れたものは確認できる。一例として、片岡徹也「戦いの 9 原則の確立とその将来」『陸戦研究』第 546 号（1999 年 3 月）29-58 頁。

範の理解と実践ばかりに目を向けていなかったらどうか。教範の妥当性や前提となっている事項を批判的に検討することもせずに、その内容があらゆる戦争や戦闘に通用すると考えていなかったらどうか。教範を学ぶことと戦術や軍事を学ぶことの区別はついていただろうか。先に用兵思想に関する 2 種類の硬直性を述べたが、日本陸軍が有していた後者の硬直性を、筆者自身も無自覚に継承していないだろうか。

日本陸軍は第一次世界大戦の教訓を受けて、装備や戦い方の近代化を行っていた。しかし、その近代化は白兵主義の発想の枠組み内で行われていた。技術の発展は、用兵思想の発展を自動的にもたらすわけではない。さて、自衛隊も新装備の導入や戦い方の更新を行ってきている。一体、自衛官を縛る自覚的または無自覚的な発想の枠組みはどのようなものだろうか。

<完>

(2022 年 7 月 7 日脱稿)

プロフィール

profile

戦史研究センター

戦史研究室

所員 樋口 俊作

専門分野：日本陸軍史

本欄における見解は、防衛研究所を代表するものではありません。
NIDS コメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。
ただし記事の無断転載・複製はお断りします。

防衛研究所企画部企画調整課

直 通：03-3260-3011

代 表：03-3268-3111（内線 29177）

F A X：03-3260-3034

※ 防衛研究所ウェブサイト：<http://www.nids.mod.go.jp/>